コーポレート・ガバナンスの充実

基本的な考え方

当社は、ガバナンス体制とリスクマネジメント力のより一層の強化を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えています。

東洋建設 コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

当社では、2015年11月に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定しました。経営理念の実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値を高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダー共同の利益に資するためのコーポレート・ガバナンスに関する指針を定めたものです。

このガイドラインは株主の権利・平等性の確保、ステークホルダーの皆様との適切な関係、取締役会の有効性などを柱に全６項目から構成され、当社ＨＰで公開しています。

WEB クリック 東洋建設 コーポレート・ガバナンス・ガイドライン
http://www.toyo-const.co.jp/company/governance

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役および取締役会、監査役および監査役会、会計監査人の各機関のほか、総合監査部を置いています。当社の経営に係る重要事項については毎月１回開催する取締役会ならびに必要に応じて開催される臨時取締役会において審議、決定され、各取締役による業務執行の監督を行っています。この取締役会は社外取締役２名を含む全取締役と社外監査役３名を含む全監査役によって構成されています。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため、取締役会のほかに業務執行の方針を協議決定する経営方針会議を毎月２回開催しています。

取締役候補者指名の方針と手続き

当社の取締役候補者は、経営の意思決定に必要である広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績を有することなどに基づき指名することにしています。また、取締役のうち２名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としています。

候補者は、社外取締役を含む「役員指名・報酬委員会」において、上記方針に基づき協議を行ったうえで取締役会において決定します。

コーポレート・ガバナンス体制図

（2018年７月１日現在）

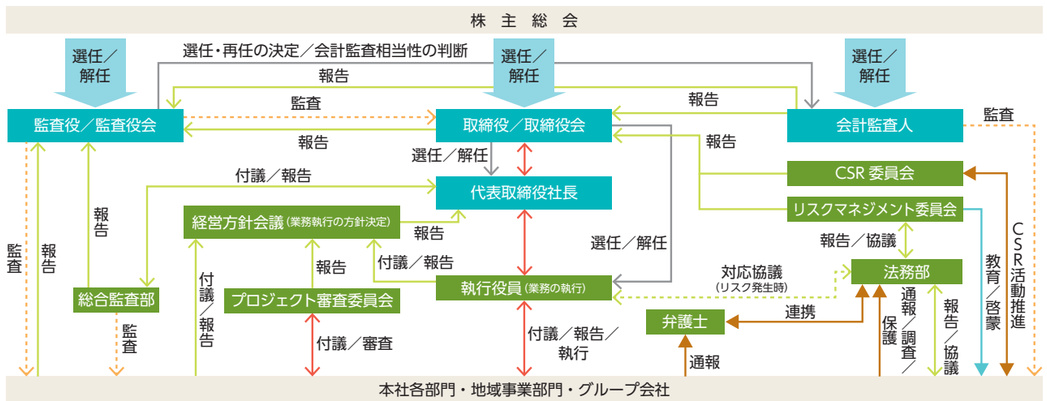

当社独自の社外役員独立性基準

当社は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえ、すべての社外取締役および社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、当社独自の独立性の判断基準を取締役会にて機関決定しています。なお、当社は、社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生ずるおそれのない「独立役員」として東京証券取引所に届け出ています。

東洋建設　社外役員独立基準

社外取締役および社外監査役候補者を対象とし、次の1から10のいずれにも該当しないものをもって「独立社外役員」と判断する。

1	現在または過去において、当社およびグループ各社の業務執行者であった者
2	当社株式の総議決数の10%以上の議決権を保有する株主およびその業務執行者
3	当社およびグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する会社の業務執行者
4	過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループおよび候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者
5	直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者
6	上記2から5について、過去3年間において該当していた者
7	当社の会計監査人である監査法人に属する者
8	当社およびグループ会社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家（報酬を得ている者が法人等である場合には、これに所属する者）
9	当社およびグループ各社から、過去3年間の平均において1,000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者
10	上記1から9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

社外役員の活動状況

役職	氏名	取締役会（25回開催）		監査役会（18回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川崎 登志嗣	25回	100%	—	—
取締役	福田 善夫	25回	100%	—	—
常勤監査役	丁子谷 淳	25回	100%	18回	100%
常勤監査役	酒井 雅士	25回	100%	18回	100%
常勤監査役	牧瀬 充典	25回	100%	18回	100%

中長期業績に連動する株式報酬制度

当社は、2016年度より当社取締役および執行役員（社外取締役を除く）へのインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度を導入しました。

本制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としており、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度となっています。具体的には、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称する信託を設定し、あらかじめ役員報酬BIP信託により取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて取締役等に交付します。

この報酬制度の導入により、取締役等の報酬は、基本報酬、短期業績に連動する業績報酬および中長期業績に連動する株式報酬の三つから構成されることになりました。

取締役の報酬額

区分	人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	10	260
（うち社外取締役）	(2)	(21)
監査役	4	48
（うち社外監査役）	(3)	(33)
合計	14	308
（うち社外役員）	(5)	(54)

上記のほか、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会決議に基づいて、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬費用15百万円を計上しております。

※当社のコーポレート・ガバナンス情報については、以下の報告書で詳しく記載しています。

WEB クリック コーポレート・ガバナンス報告書
http://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2018/06/corp_gov_20180628.pdf